

## 第268回山形県開発審査会議事録

### 1 日 時

平成28年3月23日(水) 14時00分から14時45分まで

### 2 場 所

あこや会館 「べにばな」

### 3 出席委員

飯野委員、井上委員、國井委員、今田委員、鈴木委員、  
向田委員、本木委員

7名

### 4 事務局報告

山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、佐藤都市計画課長があいさつした。

### 5 開会

山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、本木会長が議長となった。

### 6 議 事

(議 長)

それでは議事に入ります。

始めに、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。井上委員、今田委員、以上の両委員をお願いいたします。

(議 長)

本日の議題は、山形県開発審査会提案基準の一部改正(案)についてです。

また、報告事項は事後報告案件が5件です。

公開・非公開の別については、議事について公開とし、報告事項は、個人のプライバシーに関するものなので、非公開といたします。

それでは「山形県開発審査会提案基準の一部改正(案)について」事務局の説明を求めます。

(事 務 局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主事が説明)

(議 長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(今田委員)

別表1の「法第34条第14号該当」部分に△が付いているが、どういう意味で△なのか。また、別表1に「法第34条第1号該当」の欄があるが、1号で○になっているもので14号に△が付いている施設についてもどういう意味なのか。わかりやすく説明してほしい。

(議 長)

「法第34条第1号該当」が×となっている部分も含めて、説明をお願いします。

(事務局)

例えば、小規模住居型児童養育事業に供する施設は「法第34条第1号該当」が×となっております。これは、1号に該当するのは、「主として周辺居住者を対象とした施設」となりますが、1号の欄に×が付いている施設については、事業の性質上、主に周辺居住者を対象とすることが想定されないため、1号に該当することがないとして×を付けているものです。

1号に○が付いている施設は、主として周辺居住者を対象とすることが想定されますので、その場合は1号で許可できることとなります。

ただし、1号に○が付いている施設でも、周辺以外の者を対象とする場合や、著しく規模の大きい施設は1号で許可できません。その場合、14号に該当するものとして開発審査会に付議し、許可相当とされたものが許可されるという意味で、14号の欄に△が付いております。

(議 長)

里親が大きくなったような事業だというファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）については、1号に×がついているが、エリア的に周辺の人だけを対象とするのではなく、広い範囲で対象としているので、×がついているということですか。

1号に○が付いている施設は、周辺の人だけを対象にすれば1号で許可され、そうでない場合は14号に該当するということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(今田委員)

法律的に、「主として」という部分は明確に定められているのですか。

(事務局)

数値のような明確な基準はありません。許可権者が総合的に判断します。

(今田委員)

1号に該当する場合は事後報告案件となるのですか。

(議長)

法第34条による許可というのは、1号から13号までは許可権者が判断し許可するもの。1号から13号までに該当しないもので、14号に該当できるもののうち、内容が定型的なものが事後報告案件となり、それ以外は審査会に付議されるもの。

事務局、この整理でいいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(今田委員)

ということは、この審査会で議論するのは14号に該当する場合なのだから、別表1に1号該当の欄があるのはなぜですか。審査会には1号に該当するかどうかは関係ないのであれば、別表に記載する必要はないのではないですか。

(事務局)

おっしゃるとおり、審査会で審査する場合に、1号に該当するかどうかは関係ないため、別表に1号該当の欄は不要です。ですが、本県で作成しております「開発許可制度の手引」の構成上、1号の説明部分で、提案基準の別表を参考とするようにしているため、掲載させていただいております。

(今田委員)

審査会の委員としては、この別表で1号が「○」なのに14号に「△」がついているという表示が分かりにくいので、今後検討してほしい。

(向田委員)

今回の改正で、提案基準第30の本文に「児童福祉法に基づく～」を追加してい

るが、追加部分を含めて「以下『社会福祉施設』という。」にかかってくるのですか。

(事務局)

そのようになります。

(向田委員)

そうだとすると、第30第2項第1号の「社会福祉施設」についても、本文で定義したものと同じで、定義が広がるのでしょうか。本文で定義した「社会福祉施設」と、第30第2項第1号に記載してある「社会福祉施設」では、趣旨が違うと思うのですが。第1号にある「社会福祉施設」は法律上の定義に基づくものを指しているのではないのですか。

そうであれば、本文で定義する文言を「社会福祉施設等」と修正したほうがよいように思います。

(事務局)

今回、本文にある「社会福祉施設」の定義を修正することとしておりますが、それにより、第30第2項第1号に記載している「社会福祉施設」の定義も広がる、という点については想定しておりませんでした。

ですが、元々、第30第2項第1号にある「社会福祉施設」の部分に「等」がありますので、本文で修正した「社会福祉施設」と読んでも支障がないと思われま

(議長)

関連で質問しますが、今回「社会福祉施設」の定義を修正しますが、新たに定義した「社会福祉施設」が別表1の「社会福祉施設」となるのですか。

また、それ以降「社会福祉施設」という言葉は出てこないのでしょうか。

(事務局)

別表1にある「社会福祉施設」も、今回定義を修正した「社会福祉施設」となります。

また、それ以降「社会福祉施設」という言葉が出てこないかという点については、先程向田委員が指摘されたとおり、第30第2項第1号の部分のみになります。

(向田委員)

社会福祉施設というと、老人ホームのような施設が頭に浮かびますが、子ども

の為の施設も社会福祉施設に含めていいのですか。

(事務局)

その点につきましては、従来、社会福祉施設の中には、例えば保育所といった、児童福祉法に基づく施設も含まれております。

(議長)

「社会福祉施設」というのは、社会福祉法だけではなく、児童福祉法や老人福祉法による施設を「社会福祉施設」と呼んでいいのか悪いのかで、第30本文の「社会福祉法に基づく施設」以外の施設は別表1を見ないと分からないものだと思っていたのですが違うのですか。

(向田委員)

社会福祉法第2条をみると、認定こども園などは社会福祉施設とされているようですが。

(事務局)

社会福祉法の第2条において、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームや児童福祉法に基づく保育所等が列举されておりまして、それらを第30本文にある「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業」としているのですが、今回追加予定である、児童福祉法に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業は、「社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業」の中に入れておりません。

ですが、この3事業について、都市計画法施行令において、社会福祉施設と同等とみなされた事で、社会福祉施設と同様に取り扱おうという趣旨で改正を行うこととしております。

(議長)

今までも別表1の中には児童福祉法に基づく施設などが並んでおりますが、今回追加する家庭的保育事業等は、なぜわざわざ本文に「児童福祉法に基づく～」という形で追加する必要があるのですか。

(向田委員)

社会福祉法第2条の中で、児童福祉法など他法令に基づく事業を社会福祉事業として定義付けされています。

今回追加する3事業は、社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業とはみなされていないものの、都市計画法の中では同等に取り扱っていいのではないかと

いう事です。

第30第2項第1号にある、医療施設と社会福祉施設のような場合と違い、この3事業は社会福祉施設ではないけれど社会福祉施設と同等だ、社会福祉施設の一部のようにみなす、ということなので、提案基準の中で定義付けしている「社会福祉施設」を「社会福祉施設等」に修正する必要はないと思います。

提示された改正案のとおりでよろしいのではないのでしょうか。

(今田委員)

別表1が提案基準第30にしか該当しないようですし、改正案のとおりでよいかと思います。

(飯野委員)

事業所内保育事業は、既に提案基準第4に該当していると思いますが、改正後はどちらにも該当できるということによろしいのですか。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。

事業所内保育事業は、提案基準第4と第30のどちらかに該当させることができますようになります。

ただし、第30は市町村に認可された施設が対象となりますので、認可外の事業所内保育施設は第30に該当せず、第4に該当する場合に許可できるものとなります。

(議長)

他に御意見等ございませんか。

それでは、案のとおり了承することとしていかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、了承することといたします。

(議長)

次に、報告事項「開発審査会の事後報告案件について」事務局の報告を求めます。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主事が報告)

(議長)

以上の報告ですが、御意見、御質問等ございませんか。

特にないようですので、これにて本日の議事を終了します。

(閉会 14時45分)